

王正廷外交と租界・租借地の回収

高 文 勝

はじめに

1930 年 12 月に入るや、満蒙危機説は突如浮上した。重光葵は、この満蒙危機を中国ナショナルリズムの高揚や不平等条約改正・撤廃を図ろうとした王正廷の「革命外交」に帰そうとして、次のように述べている。

「いはゆる革命外交のプログラムなるものは、極めて短期に不平等条約を廃棄して、一切の利権回収を実現せんとするもので、列国との交渉が豫定期間内に片がつかぬときは、支那は一方的に条約を廃棄して、これら利権の回収を断行するといふ趣旨であつた。[中略] この王外交部長の革命外交強行の腹案発表は、内外の輿論を賑はし、日本の軍部を甚だしく刺戟し、幣原外交の遂行に致命的の打撃を與ふることとなつた。[中略] これらの現象を目前に見てゐる関東軍は、その任務とする日本の權益及び日本人・朝鮮人の保護は、外交の力によつては到底不可能で、もはや武力を使用する以外に途はないと感ずるやうになつた。」¹⁾

ここで重光は、日中関係における王正廷の「革命外交」方案は、「日支間の交渉には佐分利公使時代から、機微な満蒙問題には手を触れないという暗黙の了解」を無視して、「満州における日本の權益をも、他の地方における外国の權益と同様に、一律にしかも短期間にこれを回収しようというものである」²⁾、としている。つまり、重光によれば、こうした王正廷外交は、「幣原外交」に致命的な打撃を与え、日本軍部を刺激し、遂に満州事変の勃発を誘発することになった、というのである。こうした重光の解釈は当該期日本外交史または日中外交史の研究に大きな影響を与えてきた。既存研究では、重光の判断に基づき、交渉による日中間の妥協または日中関係の打開が不可能だ、とされてきた³⁾。

果たして王正廷は満州における日本の權益を即時回収する意図はあったのであろうか。また、日中衝突が本当に免れなかったのであろうか。以下、本稿では、租界・租借地回収問題に対する

王正廷の態度を考察することにより、上記の問題を探っていく。

1 租界・租借地回収に対する王正廷の対応

1920年代は中国のナショナリズムと国民革命高揚の時代であった。このナショナリズムと国民革命の対外的要求は「不平等条約撤廃」に集中されている。

「中国国民革命の目的は中国の自由と平等を求めることにあり、その対象は内には軍閥を打倒し、外には不平等条約を撤廃することである。昨年（1928年 筆者）6月国民革命軍が『旧北京』を奪回した後、統一事業はすでに一段落を告げ、国民政府のその後の最も重要な事業は、当然にも不平等条約の廃棄となった。」⁴⁾

このような考え方と主張は、左右を問わず、国民党・国民政府の一致したものである。全国統一を成し遂げた国民政府は、その革命理念から、当然ながら、不平等条約の撤廃を主張する。だが、不平等条約撤廃の手段や方法に関しては、国民政府内部での意見は必ずしも一致していたわけでない。内部に、革命理念により忠実な国民党党部と、より現実主義的である政府との間の意見対立を含んでいたのである。

1928年6月、王正廷は国民政府外交部長に就任し、不平等条約撤廃を目指す王正廷外交が登場した。では、不平等条約撤廃について、王正廷はどう考えており、対応していったのか。もちろん、不平等条約撤廃に対しては、王正廷にも異議はない。だが、北京政府の三つの内閣の外交総長を歴任し、パリ講和会議・山東還付交渉・中ソ国交交渉・北京特別関税会議などに参加した外交の当事者として、王正廷は、不平等条約撤廃に対する列強の執拗な反対態度および中国と列強との国力の格段の違いを熟知し、国際会議での多国間交渉、協議または中国政府よりの一方的な廃約宣言による不平等条約の即時全面撤廃は不可能であると認識している。平等、独立、主権などという列強間での国際政治の一般原則と国際法は、弱国である中国に適応しない。列強も中国を対等に取り扱っていない。したがって、中国は不平等条約撤廃を図ろうとすれば、自国の力を外交のバックにし、漸進的に行わなければならない、と王正廷は考えていたのである。

そこで、王正廷は、不平等条約の全面撤廃と平等条約の締結を中国外交の究極の目標としながら、不平等条約の即時全面撤廃を要求せず、そのかわりに不平等条約撤廃を、解決可能な問題（関税自主権の回復）、いわば部分的な条約改正から平和的交渉より、段階的に、漸進的に図ろうとする自分の外交構想、いわゆる「順序ある外交」を打ち出した。具体的に言えば、王正廷は不平等条約撤廃の期間を五期に分けて実現すると主張した。それは、第一期には関税自主権の回復、第二期には治外法権の撤廃、第三期には租界の回収、第四期には租借地の回収、第五期には鉄道利権と内河航行権および沿岸貿易権の回収というようなプログラムであった⁵⁾。

租界・租借地は、中国における列強の特殊権益の一部であり、中国不平等条約の重要な内容で

もある。王正廷外交は不平等条約撤廃を目指す以上、当然ながら、租界・租借地の回収を要求するのである。では、なぜ中国は租界・租借地を回収しなければならないのか。その理由について、王正廷は次のように考えている。

租界回収の理由について、王正廷は、第1に租界の存在は中国の主権に損害を与え、中国の内政を阻害すること（中国政府は租界に居住する中国人にその裁判権を施行できないこと、租界は中国の領土であるが中国軍隊は通過することを許されないこと）、第2に外国人と中国人との分居する必要がなくなったこと、第3に中国の地方自治は大いに進歩したこと、第4に租界治理の方法は通商の権利を享受することにあること、などを挙げて説明している⁶⁾。

租借地の回収について、王正廷は、第1に租借地は割譲と違って、その主権は中国に属すること、第2に（ドイツ勢力の消滅、国際連盟の成立およびロンドン軍縮会議とワシントン会議の開催とその成功により）中国に列強間の勢力均衡を維持する必要がなくなったこと、第3に租借地の存在は中国の利益を大いに傷けていることなどを、その回収の理由としている⁷⁾。

上記の理由により、中国政府は各国に租界・租借地の回収を要求せざるをえないのである。では、租界と租借地の回収について、王正廷はどのような外交態度をもって対処しようとしたのか。王正廷は民衆運動による漢口・九江英租界回収のような手段と方法に反対し、租界・租借地の回収が柔軟性のある外交交渉によって漸進的に行われなければならないと主張する。具体的に言えば、租界・租借地の回収は次のように行われるべきである。

第一、租界・租界地の回収は関税自主権の回復と治外法権撤廃後に行われるべきである。不平等条約撤廃について、王正廷が最も関心したのは関税自主権の回復と治外法権の撤廃である。それについて、王正廷は次のように述べている。

「不平等条約改訂について、最も重要なのは領事裁判権撤廃と関税自主権の回収であり、とりわけ関税自主権の回収は一刻も猶予できない。というのは、領事裁判権は相対的な権利であり、関税自主権は絶対的な権利だからである。[中略] 関税自主は独立国家の至上の主権である。[中略] 関税自主は国家の財政を増収させる一方で、国内の脆弱な民族工業を保護するのであり、対外商戦を行うにはきわめて大きな武器であり、わが国の前途にきわめて大きくかかわっているので、他の提案と同じようなものではない。」⁸⁾

すなわち、関税自主権の回復と治外法権の撤廃は不平等条約改正の最も重要な目標であり、条約改正は関税自主権の回復から行うべきである。なぜなら、関税自主は、国家の絶対的な権利であり、財政増収と民族商工業の保護を果たすことができるからである。だから、王正廷外交プランにおいて、関税自主権の回復を第一段階とし、治外法権の撤廃を第二段階として構想されている。租界・租界地の回収は王正廷外交プランの第三、第四段階に属している。要するに、不平等条約撤廃は順序に従って行われるべきであり、租界・租借地の回収は関税自主権の回復と治外法権撤廃後のことである。

第二、租界・租借地の回収には、周到な準備が必要である。

1929年8月31日天津ベルギー租界返還協定が調印され、その翌々日（9月2日）の外交演説において王正廷は、今後の外交方針を次のように語った。

「外交部は本来今年を領事裁判権撤廃を進める工作の時期とし、来年は租界や内河航行権を回収し、外国の駐屯軍を撤退する時期と決めたが、租界問題は複雑であり、それを詳細に研究しなければならない、故に今年は租界回収の予備工作期と決めた。」⁹⁾

すなわち、不平等条約撤廃は順序を追って漸進的に行われるべきであり、租界・租借地の回収は治外法権撤廃後のことであり、また租界問題はきわめて複雑であるので、その回収にあたって、周到な準備をしなければならない、というのである。

第三、租界・租借地の回収は外国人の利害関係が少ない租界から行われるべきである。

「租界・租借地の回収に関しては天津漢口廈門らの各地に於けるものは外人の利害関係比較的少なきため、回収実現も左程難事とは思はれざるも、只上海公共租界の回収は旅順・大連及南滿鉄道沿線附属地と同様甚だしく複雑困難なるを免れざる。」¹⁰⁾

すなわち、上海共同租界、旅順・大連租借地及び滿鉄附属地は最も重要であるが、その回収はきわめて複雑で困難なので、それらの問題を後回しにして、まず比較的重要ではない租界から解決を図るべきだ、というのである。例えば、1930年9月18日王正廷は重光葵臨時代理公使に対して、蘇州・杭州・重慶・沙市等のような日本租界は、有名無実であるので、日中両国親善増進のために自発的に返還してほしいとの希望を表明したのである¹¹⁾。

2 天津ベルギー租界と威海衛英租借地の回収

王正廷は関税自主権の回復と治外法権撤廃に努めると同時に、回収可能な租界の回収をも図ろうとした。1928年から1931年にかけて王正廷は、天津ベルギー租界と鎮江・廈門イギリス租界及び威海衛イギリス租借地の回収に成功した。また、王正廷が回収を提議し、あるいは回収に関する交渉を行ったのは、漢口日本租界、漢口フランス租界、天津イタリア租界、広州湾フランス租借地及び蘇州、蕪湖、煙台、鼓浪嶼等の公共租界である¹²⁾。ここで、天津ベルギー租界の回収、威海衛イギリス租借地の回収および旅順・大連日本租借地回収問題を取り上げ、租界・租借地回収問題に対する王正廷の具体的対応を考察していく。

1) 天津ベルギー租界の回収

ベルギー政府が天津の自国租界を中国に返還することを表明したのは、1927年のことであっ

た。同年1月17日開始された両国通商条約改正交渉においてベルギーのワルス駐中国公使は、両国の相互不信や誤解を取り除くために、ベルギー政府は天津租界を中国に返還する用意があると声明し、当時の北京政府外交総長顧維鈞に通知した。これに対し王正廷は、天津ベルギー租界は租界として重要ではないが、ベルギー政府が自発的にそれを中国に返還すると声明したこと自体は、「性質から言ふと誠に重大の意義有するので、蓋し各国中自発的に租界の返還を申出たものは之が最初であり、中国外交史上特筆に價するものであるからで、中白関係上亦大いに記念すべきものである」、と高く評価した¹³⁾。

1929年1月から王正廷はワルス公使との間に租界返還交渉を行い、同8月31日両氏の間に返還協定が成立した¹⁴⁾。10月1日国民政府は天津ベルギー租界を回収した（接收式は1931年1月15日）。王正廷は、ベルギーが率先して自発的に天津租界を中国に返還したことを「外国の租界返還の第一声」¹⁵⁾として、次のように述べている。

「中国における各国租界・租借地の回収はもとより今日からではなく、以前、租界の回収、例えば、天津ロシア・ドイツ・オーストリア租界、漢口ロシア・ドイツ・イギリス租界の回収は、絶交あるいは武力によるものであった。国民政府が南京を都に定めて以来、中外双方が平和会議の方式により租界回収協定を結ぶのは天津ベルギー租界の回収がその始まりである。」¹⁶⁾

中国の租界回収は、天津ベルギー租界の回収が初めてではないが、それまでの租界回収はいずれも外交交渉による結果ではなく、敗戦、または革命による帝国主義支配そのものの消滅、あるいは暴力に伴う民衆運動による結果であった。だが、天津ベルギー租界の回収は、それまでの租界回収と違って、国交断絶や民衆運動のような過激手段によるものではなく、平和的交渉によるものである。それは南京国民政府成立以来最初の租界回収であり、平和的交渉による租界回収の始まりでもであると、王正廷は考えていたのである。

2) 威海衛英租借地の回収

1921年12月3日、ワシントン会議において中国代表は、中国における各国の租借地を回収する議案を提出した。これに対しイギリス代表は、中英両国間に返還の方式と細目についての諒解が達されることを条件として、イギリスは威海衛を中国に返還する用意があるとの声明を発表した¹⁷⁾。威海衛返還に関する交渉が、1922年から北京政府とイギリスの間に開始され、1924年11月28日、29ヶ条と数種の付属文書からなる「專約草案」が調印されると決したが、同年10月中国で政変が起きたため、正式調印に至らなかった。後に数年間、交渉は中止の状態になった。

その後1929年5月20日威海衛返還に関する交渉が、王正廷外交部長とランプソン駐中国公使の間に開始された。そして交渉を重ねて、遂に1930年4月18日威海衛返還協定・同付属文書並びに劉公島・同付属文書が、王正廷部長とランプソン公使との間に調印されることになった。

威海衛返還協定とは、中国側が威海衛の主権を回収し、その代償としてイギリスが劉公島の海軍基地を海軍の避暑地の名目で 10 年間、引き続き借用し、かつ満期後も両国政府の同意を条件にして継続借用することができるとするものであった¹⁸⁾。劉公島の借用は、イギリス側が終始堅持し、1924 年 10 月の「專約草案」(当時の北京政府とイギリスとの間に)に規定されたものであった。これを承認した王正廷は、世論から厳しい非難を受けた。例えば、1930 年 4 月 20 日付の『大公報』は、「王・ランブソン協定は、北京政府時代の旧案を踏襲した上、劉公島の 10 年借用をきっぱりと承認したものにすぎなかったのである。[中略] このたびの王・ランブソン協定による中国外交の失敗は、北京政府の失敗を遥かに超えたと言わざるを得ない」と、王正廷の外交姿勢を厳しく非難した¹⁹⁾。

一方、世論の非難に対し王正廷は、威海衛還付協定調印後の 4 月 23 日に、劉公島をイギリス海軍に借用するのはイギリスの一貫した主張であり、中国としてそれを承認するのはやむをえないことであり、イギリスは劉公島の借用満期後それを引き続き借用できるが、これは中国政府の承認を前提とするものであると説明し、「威海衛の返還と劉公島の一部家屋の借用は別のことであり、両者を同一してはいけぬ。このたびの交渉において、二つのことは別々に行われたのである」、と強調した²⁰⁾。ここで注目すべき点は、王正廷が威海衛の主権返還とイギリスによる劉公島の継続借用を区別して対処したということである。すなわち、王正廷にとって、劉公島をイギリスが引き続き借用することは重要なことではなく、威海衛の主権が中国に返還されたことこそ重要なことだ、というのである。こうした王正廷の外交姿勢は、王正廷外交において一貫したものである。すなわち、王正廷が重要視したのは中国主権の回復であり、その原則を確認することができるならば、他の具体的問題にこだわらないというものであった。

だが、天津ベルギー租界と威海衛イギリス租借地の回収に成功した王正廷は、これに乗じて他の租界や租借地の回収を図ろうとしなかった。なぜなら、王正廷にとって重要なのは不平等条約撤廃を順序を追って漸進的に行うことだからである。後述するが、1930 年王正廷が最重要視したのは治外法権の撤廃であり、租界・租借地のような問題を解決する準備も余裕もなかったからである。

3 旅順・大連租借地回収問題

1930 年 11 月、王正廷は「漢口市政の便利のため」、漢口日本・フランス租界返還を日仏両国に提議した²¹⁾。王正廷による漢口租界回収提議に対し、日本は、それを蒋張会談、東北外交権の中央移管、満鉄危機などと結びつけ、「漢口日本租界回収提議は東北外交の中央移管の結果」であり、「杭州、蘇州、重慶、沙市などの有名無実の租界回収要求を真の目標とするものでなく、漢口から天津の租界に進み、更に満州問題の解決に突進せんとするものである」、と捉えていた²²⁾。

実際、王正廷の漢口租界回収提議は、東北の張学良による外交部長解任要求に対する回避策に

すぎなかったのである²³⁾。王正廷や国民政府には必ずしも直ちにその解決を図ろうとする強固な準備も用意もあるわけではなかった。実際のところ、日本がとりあえず原則として、この提議に応じる意志を表示さえすれば、王正廷はこれで満足し、漸進的解決を期していたというのである。したがって、王正廷は漢口日租界の回収を提議したが、その解決に積極的な姿勢を示すことはなかった。これについて王正廷は次のように説明していた。

「現在、外交において最も重要なのは治外法権の撤廃である。[中略] 政府は法権問題を重要視しているので、その他の問題の解決をどれも積極的に行っていない。[中略] つまり法権問題の解決に重点を置いているので、他の問題に気を配る余裕はない。」²⁴⁾

すなわち、国民政府にとって最も重要なのは治外法権の撤廃であり、租界・租借地回収のような問題を解決する準備も余裕もない、というのである。

では、旅順・大連租借地の回収について、王正廷はどのように考えていたのであろうか。旅順・大連租借地問題は日中間の最も重要な懸案であり、日中双方の争点は旅順・大連を中国に返還すべきかどうかではなく、いつか中国に返還すべきかという租借期限問題である。それは21ヶ条約の有効性に関わっているからである。21ヶ条約を認めない中国は、中露条約により、旅順・大連の租借期限を25年とし、1923年をもって満期となったと主張するのに対し、日本は21ヶ条約により租借期を99年(満期は1997年)とした。これについて、王正廷は、「旅順・大連の租借地は中露の原訂条約には25年を期限としてあるから1925年(原文 筆者)を以て満期となるものであるが1915年日本は99年の延長を取得した。但し其取得の情形は尚其効力を日中間の一つの最も重要な懸案とならしめた。[中略] 日本は特別の関係にあるを以て放棄を欲しないが其条約の規定期限は英国と同一で既に回収の時期に達してある」²⁵⁾と述べ、日中双方の立場と問題となった原因を説明し、21ヶ条約の有効性を認めないとの原則立場を示したのである。

21ヶ条約締結の経緯、国民党・国民政府の理念と立場および従来の主張から、国民政府も王正廷も当然、旅順・大連の租借期はすでに満期となり、それを回収すべきだと主張する。だが、満蒙問題の複雑さと満蒙における日本の特殊権益の重大さに鑑み、現実として日本が旅順大連をすぐに中国に返還するのは不可能だ、と国民政府も王正廷も認識している。例えば、1927年5月22日伍朝枢外交部長は、南京国民政府の対日政策を語る時、満蒙問題について次のように述べたのである。「余は実際問題として日本が南満州鉄道、関東租界地を今ちに返還することはほとんど不可能と思ふが適当の時機に交渉ある場合日本側から返還期限を明確に表明する事によりて日支の平和は解決されるものと信ず」²⁶⁾。すなわち、日本が満蒙に対する中国の主権および返還期限を原則的に表明し、代わりに中国側は満蒙における日本の特殊権益を認める、というのである。

さらに、王正廷は満蒙問題を現在解決不可能な問題として、それに触れない政策をとっていった。「満洲問題には荊がある。丁度蜂の巣の様なものであつて、うっかり手を出すと大変だ、暫

くそっとして置く他はない」²⁷⁾と示したように、満蒙問題は日中両国関係での最も手を焼く問題で、軽々とそれに手をだすのはきわめて危険であり、その解決にあたって慎重に対処しなければならない、現状に照らして、満蒙問題の解決を暫く棚上げにして、後回しするしかないというのである。1929年10月佐分利貞男公使との会談において王正廷は、「満洲問題には一切触れざるを緊要とすべく、商租権の問題は所謂二十一ヶ条に起原し、之に触れること極めて危険なり」と強調し、「満洲問題は現在解決不可能の問題なれば之に触れざる」と改めて表明した。そして、この問題について、佐分利公使との間で「暗黙の了解」が成立した²⁸⁾。

では、旅順・大連をいつ回収できるのか。これについて王正廷は次のような認識を示している。

「査するにわが国民が最も心配するのは、すなわち日本である。しかも、現に日本が各種特権を放棄して、旅順・大連如き中国に返還することができるかどうかについて、日本にわが国の要求に服従させる十分な国力を持たない限り、それを語ることはできない、と私は考えている。」²⁹⁾

要するに、中国は日本に対抗できる国力を有するまでに、旅順・大連の返還や鉄道利権の回収を要求できない。ゆえに、国民政府は困難な満蒙問題の解決を差し控えるべきである。だが、それは満蒙問題を解決しないのではなく、「満洲問題就中鉄道問題は極めて複雑且重大なるに付、学良とも篤と打合せ急激に趨ることなく、先づ日華両国の感情の融和を計り徐々に円満なる解決を遂けしめたく意向なり」³⁰⁾と示されたように、王正廷は満蒙鉄道問題が極めて複雑であり、それを円満に解決するために、まず日中両国の感情融和を図り、その上で徐々に解決していくべきだと考えていたのである。このようなアプローチは幣原外交の対中国政策（両国の緊張の原因となった満洲問題は後回しとして、まず解決可能な関税問題を処理し、両国間の感情を緩和していく、その上で困難な満洲問題を解決しようとする方針）と一致している³¹⁾。

一方、東北の張学良も租借地や満鉄の返還を要求するつもりはまったくなかった。例えば、1931年4月16日林久治郎奉天総領事は、張学良に、日本の特殊権益である旅順・大連と満鉄及び満鉄付属地の回収を国民会議にかけることは、東北における平和的努力を水泡に帰し、張の立場を一層難しくする、と警告した。これに対し張学良は賛成し、次のように述べた。

「貴国との特殊の関係ある東北を困難に陥る如き政策は、勿論責任者として之に同意し得ず、貴国の事情に通せざるにも非ざれば十分注意すべし。[中略] 自分は無論本問題提起の意思なく両国の平和に専念するも、国民中には右の如き希望をするもの鮮からず。」³²⁾

つまり、国民のなかには旅順・大連や満鉄の回収を国民会議に提起すると希望するものが少なくないが、張学良自身としてこれを提起する気は毛頭なかった、というのである。

以上に見たように、王正廷は、国民党・国民政府の従来立場に立ち、旅順・大連の租借期が

すでに満期となり、それを回収すべきだと主張するが、それはあくまでも原則論であり、実際、現実として旅順・大連の即時回収は不可能だと認識している。したがって、王正廷は、旅順・大連租借地問題を含む困難な満蒙問題に手を触れず、その解決を後回しにする政策をとっていった。漢口日本租界回収を王正廷は提議したが、それを即時回収する意図も準備もなかったのである。旅順・大連租借地については、外交部長王正廷も東北の張学良もそれを実力で即時回収する意図もなかったのである。

おわりに

以上、本稿では、租界・租借地回収に対する王正廷の考え方と対応を分析することで、これまでの通説的イメージの再検討を試みたが、最後に、その結果を従来の定説と関連させ、以下のことを確認しておきたい。

第一、王正廷は天津ベルギー租界や威海衛イギリス租借地の回収に成功したが、それはやや例外的なものであり、必ずしも王正廷の「順序ある外交」プランによるものではなかった。その理由として、次の二点が挙げられる。一つは、天津ベルギー租界と威海衛英租借地が既に満期となり、両国政府もそれらを中国に返還する声明を発しているため、回収交渉はこのような前提に基づいて行われたものだからである。もう一つは、既に明らかにされたように、租界や租借地の回収は、王正廷外交プランの第3、4段階に位置するもので、この頃王正廷が最も重要視していたのは治外法権の撤廃であり、租界と租借地の回収は治外法権撤廃後と構想されていたからである。

第二、租界・租借地を回収するには、その順序としてまず比較的重要ではない租界から解決を図るべきだというのは王正廷の考えである。したがって、王正廷は天津ベルギー租界と威海衛英租借地の回収を外交上の成果として国内向けに宣伝をする一方、それを更に進んで上海共同租界や旅順・大連租借地の回収を図ろうとしなかった。

第三、王正廷は漢口日本租界回収を提議したが、それを即時回収する意図も準備もなかった。また、旅順・大連租借地や満鉄付属地のような日本の特殊権益について、王正廷も張学良もそれを実力で即時回収する意図もなかった。したがって、重光は、日本が蘇州・杭州のような重要ではない租界を中国に返還しない限り、日中衝突は不可避であったと結論付けているものの、必ずしも史実を正確に反映したものではない。

本研究は住友財団2004年度「アジア諸国における日本関連研究助成」を受けた。ここに記し、心から感謝申し上げる。

注

- 1) 重光葵『昭和の動乱』(中央公論社、1952年)上巻、47-49頁。
- 2) 重光葵『重光葵外交回想録』(日本図書センター、1997年)、104-105頁。
- 3) 今井精一「幣原外交における政策決定」、『年報政治学 対外政策の決定過程』(有斐閣、1959年)、110-111頁。

- 4) 朱偁「1928年国民政府修改不平等条約之成績与批評」,『東方雜誌』第26卷第2号,1929年1月.
- 5) 拙稿「日中通商航海条約改正交渉と王正廷」(『情報文化研究』第17号,2003年3月),同「王正廷外交について」(『日本福祉大学紀要 現代と文化』第109号,2003年10月)を参照.
- 6) 王正廷著 竹内克己訳『近代支那外交史論』(社団法人中日文化協会,1929年),210-214頁.
- 7) 同上書,190-194頁.
- 8) 「王正廷対改約意見」,『晨報』1925年7月14日.
- 9) 「王正廷報告外交」,『中央日報』1929年9月3日.
- 10) 外務省外交史料館所蔵 A.2.1.0.0-1 『支那ノ対外政策關係雜纂(松本記録)』,126頁.
- 11) 1930年9月20日,在中国重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報第921号,外務省『日本外交文書』昭和期 第1部第4巻,762文書.
- 12) 「中国国民党第四次全国代表大会外交報告」,秦孝儀主編『革命文献 第72 抗戰前國家建設史料 外交方面』(中国国民党中央委員会党史委員会,1977年),320-322頁.
- 13) 前掲『近代支那外交史論』,215-217頁.
- 14) 洪鈞培『国民政府外交史』(上海華通書局,1930年)第1集,129-133頁.
- 15) 「王正廷報告外交」,『中央日報』1929年9月3日.「外交委員會昨举行一周紀念会 王外長演說外交上之程序」,『民国日報』1929年9月10日.
- 16) 「收回租界各界慶祝大会 王正廷演說」,『大公報』1931年1月16日.
- 17) 前掲『近代支那外交史論』,207頁.
- 18) 国立編譯館主編『中華民國外交史料彙編』(渤海堂文化公司,1996年)(6),0690文書,2565-2567頁.
- 19) 「威海衛協定簽字」,『大公報』1930年4月20日.
- 20) 王正廷「対收回威海衛之感想」,中国社会科学院近代史研究所所蔵『王正廷近言録』,82-83頁.
- 21) 「王正廷談目前外交」,『大公報』1930年12月6日.
- 22) 井村薫雄「東北外交移管と租界回收」,『外交時報』第628号(1931年2月1日),89-100頁.
- 23) 拙稿「治外法權の撤廃と王正廷」,『日本福祉大学 情報社会科学論集』第7巻(2004年3月),58-59頁.
- 24) 『大公報』1931年2月21日.
- 25) 前掲『近代支那外交史論』,205-208頁.
- 26) 『東京朝日新聞』1927年5月23日.
- 27) 山本条太郎翁伝記編纂会『山本条太郎 論策二』(原書房,1982年),479頁.
- 28) 1929年10月20日,在上海重光總領事より幣原外務大臣宛電報,『日本外交文書』昭和期 第1部第3巻,655文書.
- 29) 王正廷「外部工作与廢除不平等条約」,前掲『王正廷近言録』,31頁.
- 30) 1931年1月15日,在天津田代總領事代理より幣原外務大臣宛電報第18号,外務省記録 A.1.1.0.1-13,43-44頁.「王外長与本報記者談話」,『大公報』1931年1月15日.
- 31) 前掲『昭和の動乱』上巻,46頁.
- 32) 今井清一前掲文,111頁.